

広島県告示第46号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があつたので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和8年1月29日

広島県知事 横田 美香

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 三協化成株式会社 代表取締役社長 前田 雅也
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市安芸津町三津4234 三協化成株式会社 安芸津事業所

2 申請の内容

46-一〇 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設1基及び46-一二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設5基を廃止するとともに、27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設2基、46-一〇 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設2基及び46-一二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設1基を設置する。また、46-一〇 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設5基及び46-一二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設6基の使用方法等を変更する。さらに、汚水等処理施設1基を廃止する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 46-一〇 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設1基 廃止

(その2) 46-一二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設5基 廃止

(その3) 新設

種類		27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (電池中間体A工場 S-37)		
能力		57,600Nm ³ /日		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	許可後直ちに		
	使用開始予定年月日	許可後直ちに		
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0時~24時(連続)、24時間/日 (季節的変動なし)		
	項目	通常	最大	
	排出の 出汚状 さ水 され等態	水素イオン濃度 (単位:水素指數)	12	12
		化学的酸素要求量 (単位:mg/L)	10,000	15,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	0.5/4ヶ月		
汚水等の排出先		全量業者委託		

(その4)新設

種類		27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (電池剤製造工場電池中間体B工場 S-43)	
能力		57,600Nm ³ /日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	許可後直ちに	
	使用開始予定年月日	設置完了後直ちに	
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0時~24時(連続)、24時間/日 (季節的変動なし)	

用 の 方 法	項 目	通 常		最 大	
		工 程 A	工 程 B	工 程 A	工 程 B
	水 素 イ オ ン 濃 度 (単位: 水素指數)	12	12	12	12
排 等 出 さ れ る 状 汚 水 態	化 学 的 酸 素 要 求 量	10,000	5,000	15,000	7,000
	浮 遊 物 質 量 (単位: mg/L)	—	16	—	24
	窒 素 含 有 量	—	7	—	11
	磷 含 有 量	—	20	—	30
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	0.5	0.6	0.5	0.6
汚 水 等 の 排 出 先		(工程A) 全量業者委託 (工程B) 全量業者委託			

(その5)新設

種 類	46-ロ 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (電材中間体C工場 U-29)	
能 力	ろ過面積 0.95m ²	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	
使 項	使 用 開 始 予 定 年 月 日	
	設置完了後直ちに	
使 項	使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 タ リ の 使 用 時 間 (使 用 の 季 節 的 変 動)	
	0 時～24時 (連続)、24時間／日 (季節的変動なし)	
目	通 常	最 大

用 の 方 法	排等 出 さの れ る状 汚 水態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	8	10
		化学的酸素要求量	220,000	330,000
		浮遊物質量 (単位: mg/L)	520	780
		窒素含有量	50 未満	60 未満
		燐含有量	0.5 未満	0.5 未満
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	7.0	10.5
	汚水等の排出先		全量業者委託	

(その6)新設

種 類	46-ロ 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (医薬中間体B工場 U-30)			
能 力	ろ過面積 0.95m ²			
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	許可後直ちに		
	使用開始予定年月日	設置完了後直ちに		
使 用 の 方	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0時~24時(断続) 4時間/1回(1回/2日)、2時間/日 (季節的変動なし)		
	項 目	通 常	最 大	
	排出される状	化学的酸素要求量 (単位: mg/L)	5,000	8,000
		窒素含有量	10,950	14,160

法	汚水態	磷含有量	22	44	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		11	12	
	汚水等の排出先	全量業者委託			

(その7)新設

工 期 等	種類		46-二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (感光剤B工場 S-48)			
	能力		57,600Nm ³ /日			
	工事着手予定年月日		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		許可後直ちに			
使用開始予定年月日		設置完了後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時~24時(連続)、24時間/日 (季節的変動なし)				
使 用 の 方 法	項目		通常	最大		
	排出 さの れ る状 汚 水態	水素イオン濃度 (単位:水素指數)	12	12		
		化学的酸素要求量	10,000	15,000		
		浮遊物質量 (単位: mg/L)	100	200		
		窒素含有量	10	15		
		磷含有量	0.1	0.2		
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		0.1	0.2		

汚水等の排出先	汚水処理施設 (R-5)
---------	--------------

(その8)変更

		変更前	変更後
種類		46-1ロ 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 感光剤F工場 U-17	
工事着手予定期日		—	
工事完成予定期日		—	
使用開始予定期日		—	
使用の方法	原材料(消耗資材を含む。)の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量	・工程A:メタノール(70%) 溶剤1,500kg ・工程B:ジクロロメタン(75%) 反応液1,650kg ・使用水 3.6~6.3m ³	・ジクロロメタン(75%) 反応液1,650kg ・使用水 3.6~6.3m ³
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	通常 0.1	最大 0.2
		通常 0.0	最大 0.0

(その9)変更

		変更前	変更後
種類		46-1ロ 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 電材中間体工場 U-24	
工事着手予定期日		—	
工事完成予定期日		—	
使用開始予定期日		—	

(その10)変更

	変更前	変更後

種類		46-一〇 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
工 期 等	工事着手予定年月日	電材中間体工場 U-25	電材中間体A工場 U-25
	工事完成予定年月日	—	許可後直ちに
	使用開始予定年月日	—	許可後直ちに

(その11)変更

		変更前	変更後
種類		46-一〇 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
工 期 等	工事着手予定年月日	電材中間体工場 U-26	電材中間体A工場 U-26
	工事完成予定年月日	—	許可後直ちに
	使用開始予定年月日	—	許可後直ちに

(その12)変更

		変更前	変更後
種類		46-一〇 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
工 期 等	工事着手予定年月日	電材中間体工場 U-27	電材中間体A工場 U-27
	工事完成予定年月日	—	許可後直ちに
	使用開始予定年月日	—	許可後直ちに

(その13)変更

		変更前	変更後
種類		46-一二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
工	工事着手予定年月日	感光剤F工場 S-26	電材中間体C工場 S-26

期等	工事完成予定年月日	—		許可後直ちに	
	使用開始予定年月日	—		許可後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8~17時間(連続) 2時間/1回(7日1回) 、20分間/日 (季節的変動なし)		0~24時(連続)、24時間/日 (季節的変動なし)	
	原材料(消耗資材を含む。)の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量	・苛性ソーダ(5%) 200kg		・水 0.5m ³	
	項目	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	10	12	7	7
	化学的酸素要求量	300	500	7,000	10,000
	浮遊物質量 (単位: mg/L)	—	—	18	26
	窒素含有量	—	—	2	4
	燐含有量	—	—	0.1未満	0.1未満
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	0.4/4ヶ月	0.8/4ヶ月	0.5	0.5
	汚水等の排出先	汚水処理施設(R-8)		全量業者委託	

(その14)変更

		変更前	変更後
種類		46-二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
工	工事着手予定年月日	感光剤F工場 S-32	紫外線吸収剤・感光剤D工場 S-32
期	工事完成予定年月日	—	許可後直ちに
		—	許可後直ちに

等	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに					
使 用 の 方 法	原材料（消耗資材を含む。）の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量	<ul style="list-style-type: none"> トルエンガス、メタノールガス 苛性ソーダ（5%） 100kg 		(工程A) トルエンガス (工程B) トルエンガス、ジクロロメタンガス (工程C) ホルムアルデヒドガス • 水 0.6m ³					
	項 目	通 常	最 大	通 常		最 大			
	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	12	12	工程A	工程B	工程C	工程A	工程B	工程C
	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	10,000	15,000	300	300	450	500	500
	浮遊物質量		100	200	—	—	3	—	—
	窒素含有量		10	15	—	—	10未満	—	—
	燐含有量		0.1	0.2	—	—	10未満	—	—
	ジクロロメタン		—	—	—	0.05	—	—	0.05
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	0.1	0.2	0.4	0.4	1.2	0.8	0.8	1.2
	汚水等の排出先	汚水処理施設 (R-8)		(工程A) 汚水処理施設 (R-5) (工程B) 全量業者処理 (工程C) 全量業者処理					

(その15) 変更

			変更前	変更後
種 類			46-二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
			感光剤F工場 S-42	
工	工事着手予定年月日		—	
			許可後直ちに	

期等	工事完成予定年月日	—		許可後直ちに	
	使用開始予定年月日	—		許可後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8~17時間(連続) 2時間/1回(7日1回) 、20分間/日 (季節的変動なし)		0~24時(連続)、24時間/日 (季節的変動なし)	
	原材料(消耗資材を含む。)の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量	・苛性ソーダ(5%) 200kg		・水 0.4m ³	
	項目	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	10	12	7	7
	化学的酸素要求量	300	500	7,000	10,000
	浮遊物質量 (単位: mg/L)	—	—	18	26
	窒素含有量	—	—	2	4
	燐含有量	—	—	0.1未満	0.1未満
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	0.4/4ヶ月	0.8/4ヶ月	0.4	0.4
	汚水等の排出先	汚水処理施設(R-8)		全量業者委託	

(その16)変更

		変更前	変更後
種類		46-二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
工	工事着手予定年月日	電材中間体工場 S-33	電材中間体A工場 S-33
期	工事完成予定年月日	—	許可後直ちに
		—	許可後直ちに

等	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに
---	-------------------	---	--------

(その 17) 変更

種 類	変 更 前			変 更 後
	46一二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設			
	工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに
工 期 等	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに	
工 期 等	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	設置完了後直ちに	
使 用 の 方 法	汚 水 等 の 排 出 先	汚水処理施設 (R-8)		全量業者委託

(その 18) 変更

種 類	変 更 前			変 更 後
	46一二 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設			
	工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに
工 期 等	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに	
工 期 等	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに	

(2) 汚水等の処理の方法

(その 1) 汚水処理施設 R-8 1基廃止

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月19日（木）まで

(2) 縦覧方法

書面の縦覧場所 広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活衛生課

インターネット <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html>